

平成26年（行ウ）第8号，平成27年（行ウ）第1号

原告 原告1－1ほか

被告 国ほか

準備書面（9）

——「請求の特定」について——

2016年 2月12日

福島地方裁判所民事第部 御中

原告訴訟代理人 弁護士 柳 原 敏 夫
ほか18名



目 次

第1、「請求の特定」について（一般論）	1頁
第2、「請求の特定」について（本件）	5頁
第3、「確認の利益」について（補足）	6頁

第1、「請求の特定」について（一般論）

1、問題の所在

(1)、はじめに

被告福島県、被告福島市、被告川俣町は本件の給付訴訟は請求が特定されていないから訴えは不適法であると主張する。この問題はかねてより「抽象的不作為命令の可否」といった名称で論じられてきた。もっとも、最高裁は既に平成5年に、「抽象的不作為命令を求める訴えも、請求の特定に欠けるものということとはできない」（平成5年2月25日横田基地訴訟最高裁判決民集第167号359頁）と判示し、決着済みの論点であるが（平成7年7月7日国道43号線訴訟最高裁判決も同一結論）、念のため、以下、手段方法を示さず除去されるべき侵害結果で請求を特定させる給付訴訟（本書面ではさしあたり抽象的差止請求と呼ぶ）の可否につき、一般論及び本件について再確認する。

(2)、従来の見解と新たな社会現象

給付訴訟とは、一定の給付請求権を主張して被告にその給付を命じる判決を求める訴訟をいうが¹、従来の紛争は、だいたいにおいて、当該紛争の具体的な状況のもとで、社会通念上、侵害行為とその結果との間に、1対1の対応関係が容易に確定できた（竹下守夫「生活妨害の差止と強制執行・再論」『判例タイムズ』428号32頁参照）。従って、給付訴訟において、侵害行為でもって給付請求権の内容を示し請求を特定させるというやり方で、裁判手続及び執行手続としては十分だった。

しかし科学技術の発展に伴い、生活妨害という形で、侵害結果を除去する手段方法が複数あり、それらの手段方法について、通常の被害者にはそれを確知することを期待できない新しいタイプの紛争が登場するに至ったとき、このような新しい紛争に対し、直截的な被害救済という観点から、具体的な除去手段方法を示さず、除去されるべき侵害結果（例えば居住地に65ホンを超える騒音を到達させない、或いは居住地に日平均値0.02ppmを超える二酸化窒素を排出させない）でもって請求を特定させるというやり方も許されるのではないかという新たな問題が発生した。

2、検討

(1)、はじめに

ここでいう「請求の特定」とは訴訟上の請求の意味を明らかにすることである。その意義は、訴訟上の請求の意味を明らかにすることにより、原告にとって訴訟で達しようとする目的が明らかにされ、他方、被告にとって審理、判決及び執行の各対象を明確にし、十分な防御権行使の機会を確保されることにある。

前述の通り、給付訴訟とは一定の給付請求権を訴訟上で主張して被告にその給付を命じる判決を求める訴訟のことであるから、給付訴訟上の請求の意味を明らかにするために、まず、実体法上の「一定の給付請求権」の中に、手段方法を問わず結果の実現のみを目的とする請求権が含まれるかを検討し、次いで、手続法上の問題点について検討する。

¹杉村 敏正（編集）「新法学辞典」

(2)、実体法

請負人の仕事完成義務のように（フランス民法の結果債務参照）、契約関係の場において、手段方法を問わず結果の実現のみを目的とする請求権を発生させる合意をすることは有効であり、この請求権を訴求し得ることも疑いない²。そうだとすれば、契約関係外の場であっても、同様に、手段方法を問わず結果の実現のみを目的とする請求権の存在を肯定することができる。

従って、実体法上の「一定の給付請求権」の中に手段方法を問わず結果の実現のみを目的とする請求権も含まれる。

以上から、実体法上の観点からは、手段方法を問わず結果の実現のみを目的とする請求権を主張して被告にその給付を命じる判決を求める給付訴訟を起こすことは認められる。

(3)、手続法

結論として、本件の請求は、以下の通り、判決手続においても、執行手続との関連においても、請求の特定に欠けるところはない。

ア、判決手続

(ア)、訴訟物の特定

給付訴訟とは一定の給付請求権を訴訟上主張するものだから、給付訴訟において訴訟物を特定するとは、「一定の給付請求権」の意味を明らかにすることである。(2)で前述した通り、この「一定の給付請求権」の中に手段方法を問わず結果の実現のみを目的とする請求権が含まれる。従って、抽象的差止請求を起こしたとき、そこにおける「一定の給付請求権」とは手段方法を示さず除去されるべき侵害結果の実現のみを請求することであり、原告が被告に対し、除去されるべき侵害結果（例えば居住地に65ホンを超える騒音を到達させない、或いは居住地に日平均値0.02ppmを超える二酸化窒素を排出させない）として何を求めているか、その意味は明白である。従って、訴訟物として特定に欠けるところはない。

(イ)、審理の対象・被告の防御の対象

審理の対象、被告の防御の対象とは訴訟物のことである。抽象的差止請求に

²新幹線騒音差止訴訟昭和60年4月12日名古屋高裁判決・判例時報1150号52頁2段目参照。

において訴訟物が特定している以上、審理の対象も被告の防御の対象も特定していると言うことができる。

(ウ)、既判力の客観的範囲（判決の対象）

既判力の客観的範囲もまた訴訟物により画される。抽象的差止請求において訴訟物が特定している以上、既判力の客観的範囲すなわち判決の対象も特定していると言うことができる。

イ、執行手続

抽象的差止請求において、認容判決実現のための強制執行として少なくとも間接強制（民執法172条）という方法が可能であり、そして間接強制の執行要件としての「不作為義務の内容の特定」にも欠けるところがない。なぜなら、ア、(ア)で前述した通り、抽象的差止請求の訴訟物について、原告が被告に対し、除去されるべき侵害結果（例えば居住地に65ホンを超える騒音を到達させない、或いは居住地に日平均値0.02ppmを超える二酸化窒素を排出させない）として何を求めているかは明らかであり、この意味で間接強制の執行要件としての「不作為義務の内容の特定」に欠けるところはないこと、また、これで原告の意図に十分沿うものであること、さらに、被告にとっても、侵害結果を除去する手段方法は複数あって、そのうちどれを選択するかは本来、被告の選択権に属するものであるところ、もし原告に手段方法まで特定させたときは、この被告の選択の自由を原告により奪われることになりむしろ不当であるからである。

4、小括

(1)、以上から明らかな通り、被告の不作為を求める抽象的差止請求において、除去されるべき侵害結果が明らかになってさえいけば、「請求の特定」に欠けるところはない。

(2)、また、抽象的差止請求はこれまで、生活妨害訴訟の中で主に被告の不作為を求める請求として取り上げられてきたが、もともと差止請求には被告の作為を求める場合と被告の不作為を求める場合の2つの態様³があり、この2つは被

³ 例えば、特定の通路の通行権に係る紛争において、「BはAが特定の通路を通行することを妨害してはならない」という不作為を求める請求の場合とBが既に塀などの工作物を設

告に命じる行為が作為か不作為かというちがいにすぎないから、前者の「請求の特定」についても後者のそれと同様に考えてよく、従って、被告の作為を求める抽象的作為請求においても、実現すべき結果が明らかになってさえいけば、これを実現する手段方法が示されていないまでも「請求の特定」に欠けるところはない。

第2、「請求の特定」について（本件）

1、平成28年2月10日付訴えの追加的変更申立書（その2）第3で整理された県内子ども原告らの請求によると、本件の給付訴訟のうち次の3つのものは、その請求の趣旨の文言から、いずれも以下の通り、実現すべき結果が何であるかが明白である。

①。「平成24年10月31日から同年12月28日までの間に文部科学省が実施した第6次航空機モニタリングの結果を解析してセシウム137及びセシウム134の土壤汚染濃度が合算で1万ベクレル/m²超の範囲を地図上に示した別紙(1)によって、上記土壤汚染濃度が1平方メートル当たり1万ベクレルを上回らなかった地域で教育を実施せよ」（請求の趣旨1の請求(1)）

②。「アメリカ国家核安全保障局が平成23年3月～5月に行った航空機モニタリングの結果を解析してセシウム137の土壤汚染濃度3万7000ベクレル/m²超の範囲を地図上に示した別紙(2)、平成23年10月22日から11月5日までの間に文部科学省が実施した第4次航空機モニタリングの結果を解析してセシウム137の土壤汚染濃度が3万7000ベクレル/m²超の範囲を地図上に示した別紙(3)のいずれによっても、セシウム137の土壤汚染濃度が1平方メートル当たり3万7000ベクレルを上回らなかった地域で教育を実施せよ」（請求の趣旨1の請求(2)）

③。「県内子ども原告らの1年間の追加実効線量（外部被ばく）が学校教育の拠点となる施設から半径1kmの地域内に0.3mSv/年を超える地点がない地域で教育を実施せよ」（請求の趣旨1の請求(3)）

置している場合に「BはAに対して特定の妨害物を撤去しなければならない」という作為を求める請求の場合の2つの場合がある（丹野達「抽象的差止判決の執行」東洋法学 39(1) 78頁）。

2、尤も、上記の給付訴訟のうち③については、地図による特定がなく、測定地点や測定方法が特定されていないという批判があるが、しかし、例えば居住地に65ホンを超える騒音を到達させないという請求も、或いは居住地に日平均値0.02ppmを超える二酸化窒素を排出させないという請求も、そこで除去されるべき侵害結果が何であるかは明らかである以上「請求の特定」に欠けるところはないとされており、居住地に65ホンを超える騒音が到達しているかどうか、或いは日平均値0.02ppmを超える汚染が排出しているかどうかを判断するための具体的な方法は、執行手続において執行段階における知見や技術レベル等を踏まえてこれを具体化することが可能であるならばそれで十分であり、それ以上、判決手続において請求の趣旨でこの具体的な方法まで明らかにする必要はない（この点を強調する西淀川大気汚染公害訴訟平成7年7月5日大阪地裁判決〔判例時報1538号。175頁3段目2〕参照）。

本件の上記③においても、「学校教育の拠点となる施設から半径1kmの地域内に0.3mSv/年を超える地点がない」かどうかを判断するための具体的な方法は、これまでに国らの公共機関が実効線量の測定を行ってきた測定方法があり、これを前提としつつ、執行段階における知見や技術レベルなどを踏まえて、測定地点と測定方法をより具体化することは可能であるからそれで十分であり、「請求の特定」に欠けるところはないと言うべきである。

よって、上記の3つの給付訴訟はいずれも「請求の特定」に欠けるところはない（なお、請求の趣旨3の請求については、通常の給付訴訟であり、請求の特定の有無を云々するまでもない）。

第3、「確認の利益」について（補足）

本件の確認訴訟において、確認の利益を備えていることは準備書面(4)第3及び平成27年11月28日付訴えの追加的変更申立書第6で主張済みであるが、抽象的差止請求との関連において以下の通り付言する。

1、「請求の特定」の有無と「確認の利益」の有無との関係

1つ目は、本件において、抽象的差止請求における「請求の特定」が認められることと、確認訴訟において「確認の利益」が認められることとはいわばコ

インの表と裏の関係というべき密接不可分な関係にあることである。なぜなら、①. もともと伝統的な訴訟類型である給付訴訟以外に確認訴訟という新たな訴訟類型が認められたのは、強制執行を予定しないでも、判決手続で紛争の要にあたる法律関係の存否を確認することにより紛争の抜本的解決ないしは包括的解決に資することができる場合があるとされたからである。他方、第1、1、(2)で前述した通り、抽象的差止請求が登場したのも伝統的な給付訴訟の枠組みに収まり切れない新しいタイプの紛争の登場に対して、とりあえず判決手続において「端的に、侵害をやめるべきことを被告に命ずる」(竹下守夫・前掲29頁2段目)判決を求めることに意義があるとされたからである。両者はともに「判決手続における権利の観念的確定」の点に紛争解決機能を見出す点で共通していること、②. 理論的にも、抽象的差止請求の訴訟物とは、不作為請求であれば個々具体的な「侵害行為の除去手段」の実行を求める請求権ではなくて、それらの個々具体的な除去手段を束ねた、除去されるべき侵害結果の実行を求める包括的な請求権のこと(例えば居住地に65ホンを超える騒音を到達させないこと、或いは居住地に日平均値0.02ppmを超える二酸化窒素を排出させないこと)であり、それは生活妨害紛争における確認訴訟の訴訟物である「侵害を受けない権利」(居住地に65ホンを超える騒音の到達を受けない権利、或いは居住地に日平均値0.02ppmを超える二酸化窒素の排出を受けない権利)と実質的に変わらないからである。

従って、本件で「安全な環境で教育をせよ」という趣旨の抽象的差止請求が「請求の特定」に欠けるところはなく訴えは適法であると認められる以上、「安全な環境で教育を受ける権利がある」ことの確認を求める確認請求も「確認の利益」は認められ、確認の訴えは適法である。

2、確認対象(訴訟物)の選択について

2つ目は、実質的当事者訴訟である本件確認訴訟における「確認の利益」の有無を「民事訴訟法の確認の利益を基礎とし」(塩野宏「行政法Ⅱ〔第五版〕260頁」で検討するとき、注目すべきなのは、民事訴訟法の「確認の利益」の存否を判断する際のメルクマールの1つとして「確認の対象として紛争の要に

あたる法律関係の存否を選択し、これを確認することにより紛争の抜本的解決ないしは包括的解決に資する場合には確認の利益が肯定される」という点である。

例えば、通常、過去の法律関係は時間の経過と共に現在は変化しているかもしれないが、現在の法律関係の確認を求めるのが適当であると考えられているが、しかし遺言の無効確認のような過去の法律関係の確認であっても、遺言の有効性をめぐる争いが現在に至るまで遺言から派生する様々な個別の法律関係をめぐる争いに影響を及ぼして、遺言の有効性をめぐる争いが当該紛争の要にあたる法律関係である場合には、遺言の有効性について公権的な確認をすることにより、遺言から派生する様々な個別の法律関係も自ずと定まり、その結果、当該紛争の抜本的解決ないしは包括的解決に資するという場合には確認の利益が肯定され、確認の訴えが適法とされる（昭和47年2月15日最高裁判決民集26巻1号30頁）。

また、確認訴訟の対象は法律関係であって、事実の確認は認められないのが原則であるにもかかわらず、民事訴訟法自ら例外的に「証書真否確認の訴え」（134条）という事実の確認を認めているのは、その事実の存否が紛争の要にあたって、その確認により当該紛争の抜本的解決ないしは包括的解決に資する場合だからである。

さらに、最高裁が明文規定のない学校法人の理事会の決議無効確認の訴え（これは過去の法律関係の確認である）で確認の利益を肯定したのも、《法人の意思決定機関である会議体の決議は、法人の対内および対外関係における諸般の法律関係の基礎をなすものであるから、その決議の効力に関する疑義が前提となつて、右決議から派生した各種の法律関係につき現在紛争が存在するときに、決議自体の効力を既判力をもつて確定することが、紛争の解決のために最も有効適切な手段である場合がありうる》（昭和47年11月9日最高裁判決民集26巻9号1513頁）つまり、当該紛争の抜本的解決ないしは包括的解決に資すると判断したからにほかならない。

くり返すと「確認の対象として紛争の要にあたる法律関係の存否を選択し、これを確認することにより紛争の抜本的解決ないしは包括的解決に資する場合には確認の利益が肯定される」——これが「確認の利益」を判断する際の重要

なメルクマールである。そこで、この点を踏まえて本件を検討すると、本件において、福島原発事故の直後から、被告基礎自治体は県内子ども原告らに対し安全な地域で教育活動を実施する義務が発生し、現在までこの義務が存続している。言い換えれば、県内子ども原告らは福島原発事故の直後から、被告基礎自治体に対し、安全な地域で教育活動を実施することを求める権利を有している。従って、この権利に基づき、県内子ども原告らは被告基礎自治体に対し、事故直後から現在に至るまで、そして将来にわたって、教育活動の個々の場面で、この権利を具体化した内容の教育活動の実施を求めることができる。しかるに、被告基礎自治体はこの基本的な権利及びそこから派生する様々な具体的な権利の存在をすべて否定しており、「安全な地域で教育活動を実施すること」をめぐる深刻な紛争状態にある。

そこで、県内子ども原告らとしては、「安全な地域で教育活動を実施すること」をめぐる上記紛争を解決するために、この紛争の要となる基本的な法律関係の存否について公権的な確認を求めることにした。それが本件確認訴訟である。この基本的な法律関係を公権的に確認することが、「安全な地域で教育活動を実施すること」をめぐる事故直後から現在に至り、なおかつ将来にわたる紛争の抜本的解決ないしは包括的解決に資することは疑いを入れない。

以上から、「確認の利益」の存否判断の上記メルクマールによれば、本件確認訴訟において確認の利益が肯定されるのは明白である。

以 上